

たのしいでんきコース別説明書

# ぜんぶでんきシリーズ

東北・東京・中部・関西・中国・四国・九州



2020年7月1日実施

2020年9月23日改定

HTB エナジー 株式会社

# 目次

1. 実施期日と適用条件 .....	2
2. 定義.....	2
3. 細目.....	2
4. ぜんぶでんき料金表.....	3
5. 本説明書の変更および廃止.....	5

たのしいでんきコース別説明書 ぜんぶでんきシリーズは、（以下、「本説明書」といいます。）は、当社のたのしいでんき約款（以下、「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用され、対象エリアの一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

### 1. 実施期日と適用条件

本説明書は、2020年7月1日より実施し、お客さまにより本説明書へのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

### 2. 定義

- (1) 本説明書において記載のない事項は、たのしいでんき約款によるものとします。
- (2) 夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。
- (3) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に湧きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

### 3. 細目

- (1) 本説明書に定めている事項は、たのしいでんき約款に先立って適用し、本説明書に定めのない事項については、たのしいでんき約款に準ずるものとします。
- (2) 本説明書は、申込対象は個人といたします。
- (3) 季節、時間帯区分は、エリア毎に料金表に記載いたします。

#### (4) 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、本説明書第2条定義第2項に定める機器に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 夜間蓄熱式機器の「主として夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を深々夜時間または夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(5) オフピーク蓄熱式電気温水器

イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、本説明書第2条定義第3条に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器に該当する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(6) 1つの需要場所に2つ以上の契約種別が存在する場合、原則すべての契約をぜんぶでんきに切替させていただきます。

(7) 本説明書の、需給契約の申込み、および、需給契約の成立および契約期間は、たのしいでんき約款（II 契約の申込み）に準じます。ただし、場合によっては、申込みの受付を停止後、申込みを中止にさせていただく場合もあります。この場合は、当社はあらかじめ一定期間、お知らせ等を当社のホームページに掲載します。

(8) 本説明書の各種料金は、消費税および地方消費税相当額を含んだ料金となっています。

ぜんぶでんき料金表

4. 料金表

本説明書における、各種料金および請求等については、ぜんぶでんき料金表（以下、「料金表」といいます。）にて定めます。

① 東北エリア

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	ぜんぶでんき 東北

(1) 適用条件

- イ 供給地が、東北電力ネットワーク管内であること。
- ロ 契約容量が49kw以下であること。

(2) 契約容量

- イ 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

### (3)料金

- イ 料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### ロ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量 1kw につき	286 円 00 銭

#### ハ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		単位	料金
昼間時間	冬季ピーク	1kWh	40 円 98 銭
	夏季ピーク	1kWh	40 円 98 銭
	その他季ピーク	1kWh	37 円 26 銭
	オフピーク	1kWh	26 円 73 銭
夜間時間		1kWh	11 円 43 銭

- (1) 冬季 毎年 12 月 1 日から 2 月 28 日まで（閏年は 2 月 29 日まで）  
 (2) 夏季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで  
 (3) その他季 毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日まで、および 10 月 1 日から 11 月 30 日まで  
 (4) 冬季ピーク 毎日午後 4 時から午後 6 時まで

- (5) 夏季ピーク・その他季ピーク 毎日午前 10 時から午後 5 時まで
- (6) オフピーク 毎日午前 8 時から午後 10 時まで（ただしそれぞれのピーク時間を除く）
- (7) 夜間時間 ピークおよびオフピーク以外の時間

② 東京エリア

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別
電 灯 需 要	ぜんぶでんき 東京

(1) 適用条件

- イ 供給地が、東京電力パワーグリッド管内であること。
- ロ 契約容量が 49kw 以下であること。

(2) 契約容量

- イ 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

(3) 料金

- イ 料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。
- ロ 基本料金  
基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量 1kw につき	286 円 00 銭

## 八 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		単位	料金
昼間時間	夏季	1kWh	35 円 50 銭
	その他季	1kWh	29 円 09 銭
朝晩時間		1kWh	23 円 84 銭
夜間時間		1kWh	12 円 48 銭

- (1) 夏季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (2) その他季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日まで
- (3) 昼間時間 毎日午前 10 時から午後 5 時まで
- (4) 朝晩時間 毎日午前 7 時から午前 10 時までと毎日午後 5 時から午後 11 時まで
- (5) 夜間時間 毎日午後 11 時から翌朝の午前 7 時まで

## 二 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	330 円 44 銭
---------	------------

## ③ 中部エリア

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	ぜんぶでんき 中部

### (1) 適用条件

- イ 供給地が 中部電力パワーグリッド管内であること。
- ロ 契約容量が 49kw 以下であること。

## (2) 契約容量

- イ 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

## (3) 料金

- イ 料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

## ロ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量 1kw につき	286 円 00 銭

## ハ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金
昼間時間	1kWh	32 円 64 銭
朝晩時間	1kWh	23 円 32 銭
夜間時間	1kWh	13 円 70 銭

- (1) 昼間時間 平日 午前 9 時から午後 5 時まで  
(2) 朝晩時間 平日 午前 7 時から午前 9 時まで、午後 5 時から午後 11 時まで  
土日祝（※） 午前 7 時から午後 11 時まで  
(3) 夜間時間 平日 午後 11 時から翌朝午前 7 時まで  
土日祝（※） 午後 11 時から翌朝午前 7 時まで

※土曜・日曜・祝日および 1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、



12月30日、12月31日

## 二 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	335 円 30 銭
---------	------------

## ④ 関西エリア

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	ぜんぶでんき 関西

### (1) 適用条件

- イ 供給地が 関西電力送配電管内であること。
- ロ 契約容量が 49kw 以下であること。

### (2) 契約容量

- イ 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値と、前11ヶ月の30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

### (3) 料金

- イ 料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

□ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量 1kw につき	286 円 00 銭

八 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		単位	料金
昼間時間	夏季	1kWh	31 円 46 銭
	その他季	1kWh	28 円 59 銭
朝晩時間		1kWh	21 円 12 銭
夜間時間		1kWh	10 円 70 銭

- (1) 夏季 毎年7月1日から9月30日まで
- (2) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日まで
- (3) 昼間時間 平日 午前10時から午後5時まで
- (4) 朝晩時間 平日 午前7時から午前10時まで、午後5時から午後11時まで  
土日祝(※) 午前7時から午後11時まで
- (5) 夜間時間 平日 午後11時から翌朝午前7時まで  
土日祝(※) 午後11時から翌朝午前7時まで

※土曜・日曜・祝日および1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、  
12月30日、12月31日

⑤ 中国エリア

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	ぜんぶでんき 中国

(1) 適用条件

- イ 供給地が、中国電力ネットワーク管内であること。
- 契約容量が49kw以下であること。

## (2) 契約容量

- イ 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

## (3) 料金

- イ 料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### ロ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量 1kw につき	286 円 00 銭

## 八 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		単位	料金
デイトタイム	夏季	1kWh	27 円 50 銭
	その他季	1kWh	23 円 41 銭
ファミリータイム		1kWh	22 円 06 銭
ナイトタイム		1kWh	12 円 60 銭

- (1) 夏季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで  
(2) その他季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日まで  
(3) 昼間時間 毎日午前 10 時から午後 5 時まで  
(4) 朝晩時間 毎日午前 8 時から午前 10 時までと毎日午後 5 時から午後 11 時まで

(5) 夜間時間 毎日午後 11 時から翌朝の午前 8 時まで

## 二 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	418 円 00 銭
---------	------------

## ⑥ 四国エリア

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	ぜんぶでんき 四国

### (1) 適用条件

- イ 供給地が、四国電力送配電管内であること。
- ロ 契約容量が 49kw 以下であること。

### (2) 契約容量

- イ 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

### (3) 料金

- イ 料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### □ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量 1kw につき	286 円 00 銭

#### 八 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

		単位	料金
昼間時間	夏季	1kWh	29 円 30 銭
	その他季	1kWh	24 円 43 銭
夜間時間		1kWh	11 円 24 銭

- (1) 夏季 毎年7月1日から9月30日まで
- (2) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日まで
- (3) 昼間時間 毎日午前7時から午後23時まで
- (4) 夜間時間 毎日午後11時から翌朝の午前7時まで

#### ⑦ 九州エリア

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	ぜんぶでんき 九州

#### (1) 適用条件

- イ 供給地が、九州電力送配電管内であること。
- 契約容量が49kw以下であること。

#### (2) 契約容量

- イ 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値と、前11ヶ月の30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

#### (3) 料金

イ 料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ロ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量 1kw につき	297 円 00 銭

ハ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		単位	料金
昼間時間	夏季	1kWh	33 円 04 銭
	その他季	1kWh	27 円 47 銭
朝晩時間		1kWh	22 円 08 銭
夜間時間		1kWh	11 円 89 銭

- (1) 夏季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (2) その他季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日まで
- (3) 昼間時間 毎日午前 10 時から午後 5 時まで
- (4) 朝晩時間 毎日午前 8 時から午前 10 時までと毎日午後 5 時から午後 10 時まで
- (5) 夜間時間 毎日午後 10 時から翌朝の午前 8 時まで

ニ 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および「たのしいでんき約款」別表 1

(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	446 円 79 銭
---------	------------

#### 5. 本説明書の変更および廃止

- (1)当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2)当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3)本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。